

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名

番号	業 者 名	住 所
①	全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会	東京都千代田区平河町2丁目5番5号
②	一般社団法人日本ホスピタリティテクノロジー協会	東京都千代田区平河町2丁目5番5号 全国旅館会館4階

2. 指名停止措置期間

令和 8 年 4 月 1 7 日 から 令和 8 年 6 月 1 6 日 まで（2ヵ月）

3. 指名停止措置の範囲

四国地方整備局管内

4. 事実概要

全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会の専務理事（当時）であり一般社団法人日本ホスピタリティテクノロジー協会の代表理事は、観光庁が令和4年度に交付した補助金をだまし取った詐欺の疑いで令和8年2月10日に岩手県警察本部に逮捕され、別の廃業した飲食店などの工事をめぐる補助金約4,000万円もだまし取ったとして、令和8年3月3日に岩手県警察本部に再逮捕され、同年3月24日、詐欺罪で起訴された。

5. 指名停止措置理由

上記事実については、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」第1条の規定に準用される「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第16号及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第16号に該当する。

指名停止措置要領 別表第2

措 置 要 件	期 間
（不正又は不誠実な行為） 16 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁こ以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁こ以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内

問い合わせ先（○主な問い合わせ先）
・指名停止措置について
四国地方整備局 総務部契約課 087-811-8303（直通）
契約課長 茅中 正
○課長補佐 瀬川 晋士